羽島市 教職員の働き方改革 2025

羽島市教育委員会 羽島市小中校長会 羽島市 PTA 連合会

羽島市では、教職員が心身の健康を保ち、誇りとやりがいをもって勤務し、子どもたちと向き合う時間が創出できるよう、重点項目を設定し、働き方改革を進めています。ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年度の実績

(R6年度3月時点)

【重点項目】

- 1 「時間外勤務時間上限45時間/月・360時間/年」
- 2 「ハラスメントやメンタル不調の迅速な解決」
- 3 「部活動の休養日の設定」



時間外勤務時間が、月平均45時間未満の職員数

	R元年度 → R6年度
月平均の時間外勤務時間	50時間36分 → 36時間 5分
月45時間未満の教職員の割合	41% → 69%

教育活動の見直しや改善等の不断の努力により、組織や教職員一人ひとりの意識が高まり、成果が現れています。



職場の対人関係のストレス (ストレスチェック12月に実施)

ストレスチェック調査では、職場の対人関係について高いストレスを感じている職員は12%でした。教育委員会では、令和5年度に「羽島市立学校教職員不祥事防止委員会」の立ち上げや「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」を定め、市立学校に周知しました。



部活動の平日1日、休日1日以上の休養日の実施学校数

「岐阜県中学校部活動指針」及び「羽島市中学校部活動 指針」に基づき、すべての中学校で、休養日の設定、実施が できています。

休日部活動の地域移行(地域展開)を進めました。

令和7年度の重点項目

「部活動の休養日の設定」については、すべての中学校において、設定・実施されているため、今年度は重点項目を次の2つとします。

- 1 時間外勤務時間上限 45 時間/月・360 時間/年
- 2 ハラスメントやメンタル不調の迅速な解決

令和7年度の具体的取組 (羽島市教育委員会及び各学校)

*継続、◇改善、◎新規

1 時間外勤務時間の上限を 45 時間/月・360 時間/年

<学校による取組>

- *職員の出退勤(休日も含めた)の正確な記録と管理職による職員の勤務把握
- *毎月、時間外勤務時間の検証とその改善策の周知
- *早帰りの日(午後6時退勤:水曜日、8の付く日等)の設定
- *留守番電話による対応(早帰りの日は午後6時、他の日は午後7時に設定)
- *教育的活動、会議、研修等の精選や日課表の不断の見直し
- *会議資料のデジタル化による印刷、丁合時間の短縮や会議の終了時刻の設定

<個々による取組>

- *仕事の優先順位決定や精選によるタイムマネジメント
- *学習支援アプリを活用し、教材研究・授業準備時間の短縮
- *自己研鑽、研修参加による指導力、事務処理能力の効率化
- <地域、保護者との連携>
 - *コミュニティ・スクールによる外部講師の活用
 - *「すぐーる」による出欠席報告、保護者への連絡
- <教育委員会>
 - ◇スクールサポートスタッフの配置
 - ◇市主催の会議の精選、調査報告の簡略化



2 ハラスメントやメンタル不調の迅速な解決

<学校による取組>

- ◇「職場環境を悪化させる行為の防止及び対応に関する指針」を活用し、不祥事の根絶に向けた研修の実施
- *月1回、コンプライアンスに関わる振り返りの実施
- *管理職との定期的な面談の実施
- *月80時間を超えた場合の管理職との面談実施
- *安全衛生委員会の実施
- *校内の相談係(ハートフルスタッフ)の明確化
- *教育委員会をはじめ、県や市の相談窓口の周知

<教育委員会>

◎「羽島市立学校教職員不祥事防止委員会」による不祥事の未然防止対策や体制の構築



羽島市教育委員会 学校教育課

TEL: 058-393-4674 E-Mail: gakko@city.hashima.lg.jp